

港区立特別養護老人ホーム港南の郷利用契約書

_____（以下、「利用者」といいます。）と港区（以下、「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う介護福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、介護福祉施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者（要介護3～要介護5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。
- 3 利用者が要介護認定の更新で、要介護1並びに要介護2に下がった場合は施設の入所判定委員会で特例を認められた場合に限り、契約は更新されるものとします。

第3条（身元引受人）

- 1 事業所は利用者に対し、身元引受人を求めます。
ただし、やむを得ない事情がある場合は、事業所はそれを免除することができます。
- 2 身元引受人は以下の各号の義務を負います。
 - ① 利用者自身が意思表示や署名等を行えない場合に、利用者の代わりに署名押印すること。
 - ② 本契約に基づき利用者が事業者に対して負う一切の責務につき利用者と連帯して履行の責任を負うこと。
 - ③ 利用者のサービス計画書等の介護保険関連の書式につき利用者の代わりに署名押印すること。
 - ④ 急変などの緊急事態の際の連絡窓口となり、事業所と連携すること。
 - ⑤ 利用者の退去時に居室の残置物等を撤去し原状に回復させること。
- 3 身元引受人を変更した場合は、契約書を再度締結することとします。

第4条（施設サービス計画）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ①利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ②必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- ③施設サービス計画の作成及び変更に際してはその内容を利用者に説明します。

第5条（介護福祉施設サービスの内容）

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。

- 2 利用者が、利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣を着せる、車椅子テーブルをつける、ベッド柵を4本つける、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の方法による身体的拘束を行いません。

第6条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第7条（サービス提供の記録）

- 1 事業者は、介護福祉施設サービスの提供に関するサービス提供の記録を作成し、契約終了後2年間は保存します。
- 2 利用者は、午前10時から午後3時の間に当施設にて、当該利用者に関する第1項のサービス提供の記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス提供の記録について、複写物の交付を受けることができます。

第8条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細書を付して、翌月20日までに利用者に通知します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに_____で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

第9条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合
 - ② 利用者が、病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は、入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
 - ③ 利用者が、事業者の設備や人員で対応できないような医療行為が必要になった場合
 - ④ 利用者、身元引受人、又はその家族等が事業者やサービス従業者或いは他の利

用者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。

- ⑤ 利用者、身元引受人、又はその家族等が、事業者や職員の生命、身体、財産、**精神**、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ事業所がこれを防止できないと判断した場合（**カスタマーハラスメント**）。

- ⑥ やむを得ない事情により施設を閉鎖又は縮小する場合

- 3 利用者が要介護認定の更新で、要介護1並びに要介護2、非該当（自立）又は要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。ただし、要介護1並びに要介護2と認定された方が入所判定委員会で特例を認められた場合を除きます。

- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ①利用者が他の介護保険施設**又は認知症対応型共同生活介護施設**に入所した場合

- ②利用者が死亡した場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

第10条（退所時の援助）

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後におかれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

第11条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第13条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡します。また、医師に連絡を取る等必要な措置を行います。

第14条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令、港区立特別養護老人ホーム条例その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

以上の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

事業者名 港 区 事業所番号 1 3 7 0 3 0 0 3 2 7

住 所 港区芝公園一丁目5番25号

代表者名 港区長 清 家 愛

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印 続 柄 _____